参 照 条 文

少年法(昭和23年法律第168号)

(被害者等による記録の閲覧及び謄写)

- 第5条の2 裁判所は、第3条第1項第1号に掲げる少年に係る保護事件について、第21条の決定があつた後、最高裁判所規則の定めるところにより当該保護事件の被害者等(被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この項及び第31条の2において同じ。)又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該保護事件の記録(当該保護事件の非行事実(犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む。以下同じ。)に係る部分に限る。)の閲覧又は謄写の申出があるときは、当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。第3条第1項第2号に掲げる少年に係る保護事件についても、同様とする。
- 2 前項の申出は、その申出に係る保護事件を終局させる決定が確定した後3年を経過したときは、することができない。
- 3 第1項の規定により記録の閲覧又は謄写をした者は、正当な理由がないのに閲覧 又は謄写により知り得た少年の氏名その他少年の身上に関する事項を漏らしてはな らず、かつ、閲覧又は謄写により知り得た事項をみだりに用いて、少年の健全な育 成を妨げ、関係人の名誉若しくは生活の平穏を害し、又は調査若しくは審判に支障 を生じさせる行為をしてはならない。

(被害者等の申出による意見の聴取)

第9条の2 家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第3条第1項第1 号又は第2号に掲げる少年に係る事件の被害者又はその法定代理人若しくは被害者 が死亡した場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹から、被害に関 する心情その他の事件に関する意見の陳述の申出があるときは、自らこれを聴取し、 又は家庭裁判所調査官に命じてこれを聴取させるものとする。ただし、事件の性質、 調査又は審判の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、この限 りでない。

(公訴の提起)

第37条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しな

ければならない。

- 一 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)の罪
- 二 未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)の罪
- 三 労働基準法(昭和22年法律第49号)第56条又は第63条に関する第118条の罪、18歳に満たない者についての第32条又は第61条、第62条若しくは第72条に関する第119条第1号の罪及び第57条から第59条まで又は第64条に関する第120条第1号の罪(これらの罪に関する第121条の規定による事業主の罪を含む。)
- 四 児童福祉法第60条及び第62条第5号の罪
- 五 学校教育法(昭和22年法律第26号)第144条及び第145条の罪
- 2 前項に掲げる罪とその他の罪が刑法(明治40年法律第45号)第54条第1項 に規定する関係にある事件については、前項に掲げる罪の刑をもつて処断すべきと きに限り、前項の規定を適用する。

(事件の通告)

第38条 家庭裁判所は、少年に対する保護事件の調査又は審判により、前条に掲げる事件を発見したときは、これを検察官又は司法警察員に通知しなければならない。

少年法等の一部を改正する法律(平成12年法律第142号) 附則

(検討等)

第3条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

少年審判規則(昭和23年最高裁判所規則第33号)

(在席の許可)

第29条 裁判長は、審判の席に、少年の親族、教員その他相当と認める者の在席を 許すことができる。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 (平成12年法律第75号)

(被害者等による公判記録の閲覧及び謄写)

第3条 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結 までの間において、当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又は

これらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。

- 2 裁判所は、前項の規定により謄写をさせる場合において、謄写した訴訟記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。
- 3 第1項の規定により訴訟記録を閲覧し又は謄写した者は、閲覧又は謄写により知り得た事項を用いるに当たり、不当に関係人の名誉若しくは生活の平穏を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせることのないよう注意しなければならない。